

株式会社日本証券クリアリング機構におけるクロスマージン制度の利用者範囲拡大に伴う
清算・決済規程等の一部改正について

目次

(ページ)

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表 | 2 |

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|-------------|
| <p><u>(国債先物承継等に関する金利スワップ取引業務方法書の適用)</u></p> <p><u>第4条の14 クロスマージン利用者である国債先物等非清算参加者又はその顧客による国債先物承継については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>2 クロスマージン利用者である国債先物等非清算参加者又はその顧客による国債先物バックアップ受託者の指定については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。</u></p> | |
| <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成29年1月30日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成29年1月30日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。</p> | <p>(新設)</p> |
| | |

受託契約準則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 この準則において使用するクロスマージンに 係る用語の意義は、この準則に別に定める場合 を除き、株式会社日本証券クリアリング機構（以 下「クリアリング機構」という。）の業務方法 書において定めるところによるものとする。</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新設)</p> |
| <p>(顧客の取引の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項に規定する制限数量は、オプション対象証券の3月末日（以下この項において「基準日」という。）現在における上場有価証券の数（オプション対象証券の上場日が基準日後の日である場合には、取引所がその都度定める日現在における上場有価証券の数をいい、基準日現在において株式の分割又は株式無償割当てに伴い<u>クリアリング機構</u>の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合で新たな有価証券が発行されていないときは、当該新たな有価証券の数量を加える。）の1%（基準日からさかのぼって1年間におけるオプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場における年間売買高の合計（オプション対象証券の上場日が基準日の1年前の応当日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）後の日である場合には、最近のオプション対象証券の売買高を勘案して取引所がその都度定める。）が上場有価証券の数の10%未満の場合にあっては、0.7%）にあたる株式数に相当する取引単位（100単位の数量に満たない端数は切り捨てる。）とし、当該制限数量は、基準日以降の取引所がその都度定める</p> | <p>(顧客の取引の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項に規定する制限数量は、オプション対象証券の3月末日（以下この項において「基準日」という。）現在における上場有価証券の数（オプション対象証券の上場日が基準日後の日である場合には、取引所がその都度定める日現在における上場有価証券の数をいい、基準日現在において株式の分割又は株式無償割当てに伴い<u>株式会社日本証券クリアリング機構</u>（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合で新たな有価証券が発行されていないときは、当該新たな有価証券の数量を加える。）の1%（基準日からさかのぼって1年間におけるオプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場における年間売買高の合計（オプション対象証券の上場日が基準日の1年前の応当日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）後の日である場合には、最近のオプション対象証券の売買高を勘案して取引所がその都度定める。）が上場有価証券の数の10%未満の場合にあっては、0.7%）にあたる株式数に相当する取引単位（100単位の数量に満たない端数は切り捨てる。）とし、</p> |

日から起算して、原則として 1 年間適用する。

5 (略)

(クロスマージンの申請に係る申込み)

第 14 条の 13 顧客は、顧客がクロスマージン利用者である場合には、その計算による国債証券先物取引に係る建玉について、取引参加者に対してクロスマージンの申請に係る申込みを行うことができる。

2・3 (略)

(国債先物承継等に関する金利スワップ取引業務方法書の適用)

第 14 条の 14 クロスマージン利用者である顧客による国債先物承継については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。

2 クロスマージン利用者である顧客による国債先物バックアップ受託者の指定については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 29 年 1 月 30 日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

当該制限数量は、基準日以降の取引所がその都度定める日から起算して、原則として 1 年間適用する。

5 (略)

(クロスマージンの申請に係る申込み)

第 14 条の 13 顧客は、顧客がクリアリング機構の業務方法書に定めるクロスマージン利用者である場合には、その計算による国債証券先物取引に係る建玉について、取引参加者に対してクロスマージンの申請に係る申込みを行うことができる。

2・3 (略)

(新設)